平成２３年（フ）第９５６号
名古屋市中川区戸田ゆたか２丁目903番地
債務者　加山　京子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３８号
名古屋市港区辰巳町24番９号　クリオコート２－Ｃ号
債務者　山口　優次
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４１号
名古屋市千種区徳川山町１丁目３番２―103号　徳川山荘
債務者　植田　清康
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５４号
愛知県尾張旭市旭前町広久手4898番地５　旭前ハイツＤ―102
債務者　上條　洋介
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８３号
愛知県弥富市鯏浦町上六105番地　新寿荘１Ｆ１号
債務者　寺田　睦代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４６号
名古屋市北区如意５丁目10番地　池の堤荘202号
債務者　西本哲祥こと　李　　哲祥
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
三重県熊野市久生屋町775番地31、前住所大阪府吹田市昭和町35番18号
債務者　森安　貞治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島12番地２
債務者　畑中　　清
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２６号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦140番地１、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀1940番地１
債務者　北村　昭子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第５８９号
大津市大平２丁目６番７―103号
債務者　小川　攻子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３５号
大津市大江６丁目22番27号、前住所京都府久世郡久御山町栄１丁目１番地115　２棟501号
債務者　小林　直司
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２１号
滋賀県甲賀市水口町本丸２番56―102号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日65番地55
債務者　塩見　房子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００号
鳥取県八頭郡智頭町大字坂原644番地　Ｃ―３号
債務者　中田　茂子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1883番地14
債務者　矢曳ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４１４号
広島市南区向洋新町３丁目８番11―102号
債務者　岩本麻路こと　李　　麻路
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３７号
広島市安佐南区上安５丁目３番10―503号　10号棟
債務者　服免　　積
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４４号
広島市安佐南区沼田町大字伴859番地98
債務者　堀江　正和
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部